

令和7年度第1回 京丹後市男女共同参画審議会 会議録

1 開催日時

令和8年1月26日（月） 午後2時15分～午後4時00分

2 開催場所

峰山地域公民館 1階 大会議室

3 出席者

<審議会委員>

青木委員、板倉委員、稲葉委員、上田委員、志水委員、丸田委員、蒲田委員、
藤井委員、江浪委員、藤原委員

<事務局>

市民環境部 志水部長

市民課 平林課長、小森補佐、岡崎主事、河田主事

4 議題

(1) 第2次京丹後市男女共同参画計画の総括等について

(2) 第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要（案）について

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

0人

7 要旨

以下のとおり

●定数報告

出席委員数は10人／15人。京丹後市男女共同参画条例施行規則第14条第2項の規定により、本会議は成立する旨報告。

●委員委嘱

●市長あいさつ

本日は、お忙しい中、また残雪のある中、第1回京丹後市男女共同参画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、男女共同参画は、女性の社会進出や社会での活躍を男女共に推進していくべき課題です。昨年は、高市早苗衆議院議員が国政の要職に就任されるなど、日本の行政のトップで女性が活躍されています。国際的に見れば日本の女性の社会参画にはまだ多くの課題がありますが、こうした動きが状況の一つを進めるきっかけになったのではないかと考えております。

日本全体を見渡しても、政治行政、経済、文化、スポーツなど、様々な分野で女性が活躍されています。昨日行われたマラソンでも素晴らしい記録が出るなど、各分野での女性のご活躍を大変喜ば

しく思っております。

一方で、日本全体としても、本市としても、依然として多くの課題があります。人口減少が進む中で、そのペースをいかに抑制し、その中でいかに豊かさを創出し、広げていくかが、今後問われるところではあります。

そのような中、丹後は歴史的にも女性の活躍が象徴される地域です。古代の天皇家に丹後からお姫様が嫁がれたことや、女王の墓が存在すること、また丹後ちりめんにも象徴されるように、様々な分野で女性が活躍し、地域を支えてこられました。また、丹後を代表する人物として野村克也さんがおられますが、彼のキャッチャーというポジションは「女房役」とも呼ばれ、人を支える役割において傑出した力を発揮されました。このように、丹後全体が、日本の中でも女性的な役割や力が優れている地域であると感じております。

こうした背景を踏まえ、社会の活性化を図るべく、本市ではこれまで第1次、第2次と男女共同参画計画を策定し、「女性が輝く社会づくり」をテーマに掲げて取り組みを進めてまいりました。本計画は10年単位で進めており、第2次計画が今年度で満了を迎えます。

今後ますます女性にご活躍いただき、男女が共に役割を重ね合わせながら地域の発展を進めていけるまちづくりを目指し、本審議会において第2次計画の総括と、第3次計画に向けたご議論を賜りたいと考えております。

将来の男女共同参画の捉え直しや、まちづくりの展望を皆様と共有させていただきながら、ご協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●委員の自己紹介

●事務局の自己紹介

●諮問

第3次京丹後市男女共同参画計画の策定について

(市長退室)

●会長、副会長の選出

京丹後市男女共同参画条例施行規則第13条第1項の規定により、丸田会長、中山副会長を選出。

●議事内容

会 長： それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からどうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、スムーズな進行についてご協力をよろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に会議録確認者2名を指名させていただきます。

●会議録確認者

青木委員、志水委員

会 長： それでは議事に入りたいと思います。本日の議事は、お手元の次第の通りです。最初に議事1「第2次男女共同参画計画の総括等について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議事(1) 第2次京丹後市男女共同参画計画の総括等について

資料1 資料2 参考資料1 参考資料2
参考資料3 参考資料4-1～4-3 参考資料5

会 長： ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見やご質問があればお願いいたします。

委 員： 基本方針Ⅳ 人権が尊重される安全安心なまちづくりの目標値が0%というのは、どういう意味でしょうか。

事務局： DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合を0%にするという目標です。

委 員： 0%というのは、みんながどこに相談したらよいかわかっていたという意味ですか。

事務局： その通りです。

委 員： これについて、前年度の実績がどうだったかというのは、アンケートを実施していないからわからないということですか。

事務局： その通りです。アンケート調査の結果から、相談窓口がわかっていた、あるいは自分で解決したなどのアンケート調査結果になっています。

委 員： アンケートは、それぞれの計画策定や見直し期間に1回実施しているということですか。

事務局： その通りです。今回のアンケートは、令和6年に市民意識調査として実施しています。参考資料2の12ページに、参考経年比較として令和6年度「【配偶者等からの暴力経験者または身近に経験者がいる方】DVへの対処」を掲載しております。

委員： 12ページにある「どこに相談したらよいかわからず、誰にも相談しなかった」という割合が令和元年から比べると増えています。「何もしなかった」と回答した割合も減少していません。どこに訴えていったらよいのかを明確にすることが急務ですね。

事務局： そうですね。様々な形で啓発活動は行っているのですが、この割合が減るような取り組みにさらに力を入れていかなければならないと考えております。

委員： 「家族や親族などに相談した」と回答した割合が大きく減っているということは、解決策が見いだせていないということですよ。「公的な機関に相談した」や「民間の機関に相談した」という割合も少ないです。解決自体がどうだったかということアンケート項目に入れておかないと、こちらがどう判断するかが難しいです。

事務局： 今後のアンケート調査については、その項目についても検討し、追加する方向で考えたいと思います。

委員： 社会福祉協議会では、令和7年度から市と一緒に策定しました「重層的支援体制整備事業」として、「誰一人取り残さない」支援体制を目指す取り組みを進めています。資料No. 2の下部および第3次計画にも記載されていますが、相談窓口として、参加支援、相談支援、地域づくり支援等に取り組むことを令和7年度から開始したところであり、これらの取り組みが相乗効果となって進んでいけばよいと考えています。

会長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問などございませんでしょうか。

では、次に進みたいと思いますが、その都度、質疑の時間を設けますので、ご意見や確認したいことがありましたら、皆様、ご質問をよろしくお願いいたします。

では、議事2「第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要案について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

議事(2)第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要(案)について〈基本方針I〉

資料2

会長： ここまでで何か質問等ございますでしょうか。

委員： 資料に記載されている成果についてですが、例えば「意識啓発を進めました」「実施しました」「図りました」といった記述は、行った行動であって、成果とは言えません。これらの取り組みの結果、抵抗感を持つ人の割合が増えた、という結果があるものの、現状では「成果と課題」という区分ではなく、「行動」と「成果」をチェックし、次に「課題」とする方が見やすいのではないのでしょうか。「成果」の項目で「理解を図りました」「啓発を図りました」とあるだけでは、具体的にどのような成果があったのかが書かれていませ

ん。

第3次計画では、基本方針Ⅰの基本施策2として「意識調査やデータ分析を通じた実態の把握強化」が挙げられていますが、それ以外の部分でどのようにPDCAサイクルを回していくのかが見えてきません。現在、計画を策定している段階なので、策定したものをこれから行動に移し、それをどのように強化して次のアクションに繋げていくのか、いわゆるPDCAサイクルを、もっと分かりやすい形で示すべきです。実際にどのような行動をし、それをチェックし、次の改善に繋げていくのか、第3次計画の期間中、あるいは次の第4次計画の策定時だけでなく、毎年何らかの形で進捗を確認していくべきではないでしょうか。

毎年進捗を確認していくためには、意識と体制を次の段階へ進めていかないと、いつまでも同じことを3、4年繰り返すことになりかねません。アンケート調査などを通じて分析し、第3次計画の終わりに第4次計画へ繋げるという理解でよろしいでしょうか。何を実施し、何回行ったかという実績も重要ですが、その結果として毎回異なるアンケートを取り、例えばどのような研修を実施し、どのような方向で進めるのかといった課題や内容に改善を加えていく必要があります。第3次計画をどのように進めていくのかが課題だと感じています。

委員： 昨年、所属する女性団体でジェンダーの講演がありました。その中で助産師の方のお話を聞き、すごく感心しました。幼少期、赤ちゃんの頃から男女の身体について伝えていくという話を聞かせていただきました。ですので、幼少期からやはりこういうことを学んでいくことはとても大切なことだなと文章から感じました。

事務局： これまで人権セミナーやワークショップを開催し、参加者にはアンケートを実施しております。アンケート項目は満足度や今後の希望するセミナー内容などが中心でしたが、委員がおっしゃるような内容も踏まえ、事業効果が測れるよう、参加者の意識が行動へと変わっていくような啓発効果の高いセミナー内容を検討してまいります。また、意識啓発を目的としたセミナーは毎年開催しておりますが、今後は参加者の意識の変化がわかるようなアンケート項目を追加することも検討いたします。

委員： よろしくお願ひします。京都市でも様々な活動を行っていますが、その都度参加者にアンケートを取り、集計結果を基に次回以降の活動を検討しています。問題意識を行政の上からの目線だけでなく、現場で出てきた課題をフォローしていく視点が重要です。地域によって共感を得られる活動や解決すべき課題は異なり、人口形態や就業形態も様々です。そうした状況において、どのように問題意識を共有し、次にどう行動するのかを考えてPDCAサイクルを回していくことが重要だと考えます。

事務局： 貴重なご意見をいただきましたので、今後の活動のご意見として参考にさせていただきます。

会 長： 確かに、次の改定時や計画の終わりに「このような成果が出ました」と報告するだけでは不十分です。計画は10年とスパンが非常に長いため、特に現代においては3年でも非常に貴重な時間です。その都度、行動した結果を皆が把握できるようにしていかないと、計画案があるだけで、それぞれが漫然と進んでしまうことになりかねません。実際に私たちの身の回りには危機感が強くありますので、大変貴重なご意見をいただいたと感じています。

委 員： 確かにその通りです。これは成果ではなく、取り組みですね。「割合が増えました」というのは成果ですが、その後の記述を見ると、「進めました」「測りました」「啓発を進めました」と、すべて「取り組み」の内容になっています。その点が「成果」として記載されているのは、私も言われてみればその通りだと感じました。

会 長： ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。
では、続いて事務局からお願いいたします。

(事務局説明)

議事(2)第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要(案)について〈基本方針Ⅱ〉

資料2

会 長： 何かご意見・ご質問などございますでしょうか。

女性連絡協議会の立場としまして、今年度、女性連絡協議会では防災をこの3年間かけて考えていくこととしております。今回、この第3次計画の中に非常時の避難所運営等における女性の目線が盛り込まれていることは、私たち女性連絡協議会として大変ありがたく思っております。

女性連絡協議会も、若い世代との連携が難しいという課題を抱えております。しかし、災害時において、私たちが女性目線での避難所運営を急な場面で慌てることなく、事前に対応できるような体制を整えていただければ、大変ありがたいです。

委 員： 素晴らしい計画が挙げられていますが、私自身も40数年間、男社会の中で過ごしてきました。女性の方もいらっしゃいましたが、背景的には最近大きく変わってきたと感じています。しかし、やはり適材適所はどこでも必要ではないでしょうか。周囲を見ても、女性が管理職に登用されたからかどうかは分かりませんが、長期休業されている方や心の病を抱えている方が見受けられる現実もあります。

この計画には様々な登用について記載されていますが、適材適所の観点も重要だと考えます。そして、最も力を入れていただきたいのは、京丹後市の若い世代の減少問題です。結婚率や出産率が非常に低く、今後、京丹後市が消滅市町村となるのではないかと懸念もあります。女性に対して何の偏見もありませんが、若い方々が新たな道を切り開き、家庭を持って夫婦どちらも働くという選択肢が増えることが望ましいです。最近は共働きが多

く、私の職場でも男性が育児休暇を取得し、女性が働くケースが増えており、良い傾向だと感じています。

まず、婚活にも力を入れていただきたいと感じています。区長会で最も問題になっているのは、若い人が結婚して家庭を持つにはどうしたらよいかという点です。家庭を持った後の行政支援策は様々ありますが、結婚に至るまでの支援が最も大きな課題です。以前は様々な婚活イベントが実施されていましたが、最近はあまり行われていない部分もあります。行政がもっと力を入れるべきではないかという意見が、区長会などでも多く聞かれます。現在、間人地域では二重居住で市外から応援に来ていただく取り組みも始まっていますが、何とか地元で定住していただき、地域を盛り上げる人材を育てていかなければ、今後、どのような計画を策定しても実効性が伴わないのではないのでしょうか。京丹後市には、この点に力を入れて取り組んでいただきたいと願っています。

会 長： ありがとうございます。基本方針Ⅱに関してご意見ございますでしょうか。

委 員： 別紙1の「性別を超えてお互いを尊重し合えるまちづくり」についてですが、外国人が増加している現状において、多様性という視点を含めなくて大丈夫でしょうか。

事務局： ありがとうございます。この基本方針1の「性別を超えて」という表現は、男性、女性、そして性的マイノリティの方々を指しております。先ほどご質問いただきました外国人の方々、また障害者の方々、高齢者の方々については、この後、事務局からご説明させていただきます別紙3の基本方針3でその部分をお示しする予定としております。

会 長： では引き続きお願いできますか。

(事務局説明)

議事(2)第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要(案)について〈基本方針Ⅲ〉

資料2

会 長： ありがとうございます。何かご意見、ご質問があれば、どうぞお願いいたします。

委 員： 最近問題になっているヤングケアラーについてですが、寄り添う支援という観点から、京丹後市でも若い方が高齢者の介護などを担っている状況を把握されているか分かりませんが、そうしたヤングケアラーの問題は、この計画には関わりがないのでしょうか。

事務局： ヤングケアラー等も含めまして、先ほど委員の方からもご意見がございました「重層的支援体制」において、切れ目のない相談体制の充実を図っていきたいと考えております。そういった部分を含め、支援ネットワークの構築や相談体制の充実を図ってまいります。

委 員： ①25番の「各種保育サービスの継続的な実施」についてですが、かなりサービスも充

実し、親が働いていなくても預けられるような制度もできたと聞いています。しかし、預けられる時間が限られていたり、利用しにくかったりする点があると感じています。実際に安心して利用できる、より使いやすい制度になれば良いと願っています。以前は働いていないと預けられなかったのが、一步前進したこと自体は素晴らしいと思います。

委員： 先ほどのヤングケアラーの件ですが、京都府ではヤングケアラー支援センターのようなものを設けて対応していたかと思いますが、現在、京丹後市にはこのような体制づくりはあるのでしょうか。

事務局： ヤングケアラーの関係でございますが、先ほどからお話しております通り、京丹後市でも関係機関と連携し、また社会福祉協議会様とも協力させていただき、ヤングケアラーの方々を含めた相談体制や支援体制の充実を図るべく、この令和 7 年度から体制を整えております。各市民局には地域共生ステーションもございますので、そういった部分で、誰一人取り残さない体制を構築していきたいと考えております。

会長： では、引き続き、次の内容をよろしく願いいたします。

(事務局説明)

議事(2)第3次京丹後市男女共同参画計画策定概要(案)について〈基本方針IV〉

資料2

会長： ありがとうございます。何かご質問ご意見ございましたらどうぞお願いします。

委員： 最近、ストーカー問題が大きくなっていますが、先日もストーカーによる殺人事件が起きたと報道されておりました。京丹後市ではあまりそうした事例はないのかもしれませんが、DVと合わせて、ストーカー被害についても何か明示するようなことはないでしょうか。

事務局： ストーカー被害等に関する具体的な相談は、現在こちらでは把握しておりませんが、あらゆる暴力を含め、許されない行為であるという認識がございます。そのため、今回は幅広い表現とさせていただいておりますが、そうした犯罪の防止を含め、理解促進のための啓発を進めていく必要があると考えております。

委員： 様々な相談ができる男性の相談窓口の体制はとっていますか。

事務局： 男性向けの相談窓口としましては、市に「寄り添い総合支援センター」がございまして、そちらで相談を受けております。また、今回のような各種相談につきましても、重層的支援体制の中で様々な相談を受けられる体制を整えておりますので、そちらでさらに充実を図っていききたいと考えております。

委員： それは、男女共同参画のホームページから、相談窓口へ直接繋がるような設計になっていますか。あるいはリンクなどで誘導されていますか。どこに相談したらよいか分からないという市民の割合が未だにある現状を解消していくのであれば、行政としてどのように対応していくのか、どこにアクセスしやすい窓口を設けるのかを考えていただければ、相談につながる割合をもう少し高められるのではないのでしょうか。また、相談方法についても、LINEやSNS、電話など、多様な方法で対応できることが重要だと考えます。

事務局： いただきましたご質問に関しましてですが、現在、DVや性被害に関するホームページを京丹後市内に設けております。しかし、現状では、現在取り組んでいる「寄り添い総合支援センター」や「重層的支援体制」の相談窓口につながるリンクは貼っておりません。そのため、今後はしっかりと充実したホームページを作成していきたいと考えております。男性相談につきましては、京丹後市内で直接行っている相談ではありませんが、京都府が男性相談を実施しておりますので、そちらへのリンクはホームページに掲載させていただいている状況です。

委員： 身近なところで、民生委員の方や、地域の方々にもそうした相談をしても良いというような体制はできないでしょうか。

事務局： 民生委員さんも様々な相談を受けておられますので、どうぞご案内をしていただければ、相談に乗っていただけたと思います。

会長： 確かに、地域のご相談を受けたら耳を傾けるという姿勢は重要です。私自身も、今回たまたまこのような役をいただき、これまで観光分野にばかり携わってきましたので、市民生活におけるこうした様々な視点や体制について、十分に知らなかったと痛感しております。まず、市民の方々が情報を受けやすく、誰もが困ったときに相談できる窓口が目に残るような工夫が必要です。

また、私自身も今回民生委員になった際に、こうした知識や体制、相談への入り口について、しっかりと勉強しなければならないと改めて思いました。男女共同参画というと、私自身が女性であるため、つい女性の立場ばかりを考えてしまいがちですが、男性も含まれるという視点も大切ですね。男性の相談窓口も、確かに女性と同じように困っている方がたくさんいらっしゃると思いますので、今ご指摘いただいたように、私自身の知識不足を痛感いたしました。

委員： そういうところがアンコンシャスバイアスなんでしょうけれど、そういうところで心を病む人がいるということですね。

委員： 社会福祉協議会としましては、第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画を作成

しており、その中に「誰一人置き去りにしない」という項目を設け、地域共生社会の実現に向けて取り組んでおります。令和4年度からは、地域に向けて支所に相談窓口を設置しています。男女共同参画の議論の中にこの話が出てきましたが、市と社会福祉協議会は連携・協働しておりますので、その意味で、誰もが平等に支援を受けられるよう進められていると考えております。

委員：もしかしたら、男女共同参画計画を立てていく中で、市の行政の内部でどういう連携体制をとれるのか、縦割りではない、どこの外部機関と連携しているのかを示すような「連携図」のようなものがあつたら良いかなと思います。

委員：国際交流協会でも事務局に相談窓口を設けており、年間かなりの相談数があります。もちろんDVだけでなく、外国人の方々からの様々な相談、例えば亡くなった方の遺産相続など、細かなことまで全て対応できる相談窓口があり、外国人の方もそこに来て相談されるという体制を整えています。

委員：個人情報除いたとしても、様々な情報共有ができると、物事が分かりやすくなり、お互いに協力できることが増えると思います。

会長：確かに、それこそ「見える化」ですね。その体制の見える化があれば、「こういうふうにつながっているんだ」というのが分かりやすいのではないかと思います。では、他に事務局からお願いいたします。

(事務局説明)

議事(3) その他 追加資料

会長：基本理念については、次回の課題として、皆さん一人ひとりが考えてくるという宿題という形になりました。

委員：率直に思ったことなのですが、この計画は女性に関する内容は非常に充実しているのに、男性に関する記述がほとんど出てこないと感じました。男女共同参画なのに、男性はどこへ行ってしまったのでしょうか。

また、これだけ女性の活躍が強調されていますが、女性が独身であれば良いものの、家庭を持ち、子どもがいる状況でこれだけの活躍をしようと思えば、やはり男性の家庭内での理解が不可欠だと思います。第2次計画には「婚活」「イクメン」「ケアメン」「カジダン」といった言葉が少し記載されていましたが、第3次計画ではなくなっています。このような、夫への家庭内での理解を促す支援や、例えば私の実の母のように「子どもがいるなら家にいなさい」という考えの年代への理解を促す支援がもう少しあれば、状況は変わってくるのではないかと思います。

事務局： 確かに第2次計画ではイクメン、ケアメン、カジダンといった施策が挙げられていましたが、第3次計画で全くなくなったということではございません。「ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます」という項目の中で、家庭における男女の家事、育児、介護の分担、ワークライフバランス確保のための長時間労働の見直し、地域で子育てを支える環境づくりといった内容に含めて、啓発を進めていくこととして、第3次計画に盛り込んでおります。

会 長： ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか。事務局の方でもよろしいですか。

事務局： 事務局からありません。

会 長： では皆さん他にご意見はございませんでしょうか。特にご意見やご質問がないようですので、これで議事は終了したいと思います。皆さんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。では、マイクを事務局に戻します。

事務局： 丸田会長ありがとうございました。また委員の皆様にも熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見につきましては、一旦こちらで整理をさせていただきながら、計画の策定の方を進めていきたいというふうに考えております。本日は概要という形でご確認いただいている状況です。具体的な内容がまだ十分に記載されていない部分もございますので、ご意見をいただくことも難しかったのではないかと感じております。

今後、具体的な実施計画まで踏み込み、ご提案させていただく予定ですので、その点につきましては、次回となりますが、改めてご意見をいただけたらと存じます。どうぞよろしく願いいたします。また、本日お配りした資料は膨大な量ですので、全てに目を通してない状況もあるかと存じます。

つきましては、一通りご確認いただいた中で、何かご意見がございましたらいつでも結構ですので、事務局までご一報いただければと存じます。よろしく願いいたします。

なお、今年度予定しております審議会は、冒頭でも申し上げました通り、今回を含めて3回程度を予定しております。それでは以上をもちまして本日の審議会の方は終了したいと思います。足元が悪いので、お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

●次回の審議会の日程について

令和8年2月16日（月）

●閉会